

## 不審電話に関する事例 (4)福島県

①令和8年2月13日、福島県桑折町在住の被保険者夫婦宅に、役場を名乗るものから「保険料の支払い方法が変わるため、緑の封筒で福祉課から文書を送った」と電話があった。妻が電話に対応し、「緑の封筒は届いていない」と言うと、相手が口頭で口座情報を聞き出そうとしたため、「役場に聞いてみる」と言った途端電話が切れた。

町の対応としては、個人情報伝えていなかったため、電話があっても対応しないように伝えた。

②令和8年3月18日、福島市在住の被保険者に対し、市役所の職員を名乗る者から「1月下旬に医療費のお知らせを郵送した。返信してほしいものを同封したが返信がなかったので連絡した」という内容の電話があった。医療費のお知らせは見た記憶があるが、返信するものはなかったため不審に思い、折り返しの電話番号を聞いたところ、「591-3066」と答えた。市役所の電話番号が「591」から始まるわけがないと言ったところ、電話を切られた。

市の対応としては、今後連絡があったら、警察に連絡するように伝え、福島市の消費生活センターに情報を共有した。

不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。

問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合

0985-62-0921（業務課）